2024 年 12 月 2 日

お客さま各位

敦賀信用金庫

「当座勘定規定」改定のお知らせ

平素より、敦賀信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、当金庫では、以下のとおり「当座勘定規定」を改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定等は、改定前からお取引いただいているお客様に対しても適用されますので、予めご了承ください。

記

１．改定内容

全銀協では「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」を公表しており、「２０２７年３月末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを掲げており、当金庫においても全面的な電子化の実現に向けて取り組むことを目的といたします。

２．改定規定および改訂日

当座勘定規定（改訂日：2024 年 12 月 2 日）

２．主な改定内容

（１）当座預金新規口座開設の受付停止いたします。

（２）既存の当座預金利用顧客につきましては、払戻し方法に「預金払戻請求書」を追加いたします。

（３）手形等の代金取立の一部受付停止として、２０２７年４月以降を期日とする手形等について、期日管理を行う代金取立の受付を停止いたします。（２０２７年４月以降を振出日とする先日付小切手を含む。）

詳細につきましては、新旧対照表をご参照ください。[新旧対照表：PDF]

３．改定後の規定はこちらからご覧ください。

当座勘定規定

以上